

北海道新聞 2010 年 9 月 10 日（金）

<在宅身障者と介助者の直接契約制 札幌市が導入半年>

介護サービス改善効果

自宅で暮らす重度身体障害者が訪問介護サービスの介助者と直接契約する「パーソナルアシスタンス（PA）制度」を、札幌市が国内で初めて導入してから約半年が経過した。新制度は障害者の自己決定権を尊重するとともに、既存の予算の枠内で介護サービスの提供時間を延長する狙いがある。利用者側は介護サービスの利用時間が 3 倍に増えるなど成果が出ている一方、PA の労働条件や介助内容などに課題を残している。

（森 奈津子）

PA 制度は、札幌市が今年 4 月に重度訪問介護事業制度に上乗せする形で導入。障害者が希望すれば介助者となる PA を募集、契約し、専属に近い人材を確保できる。介助者の時給や介助内容も一定の範囲内で障害者が組み立て、介助料は直接市が障害者に支払う。

従来は、市が障害者の状態に応じてサービス提供時間を認定。介護事業所を通じてヘルパーを派遣し、市、道、国が事業者に 1 時間平均 2,400 円を支払う仕組みで、障害者からは、「ヘルパーが事業所の都合で頻繁に交代する」、「サービス時間が足りない」などの声が多く出ていた。

市は PA の日中の時給の目安を 1,200 円に設定。事業所を経由しない契約のため間接経費が省け、介助資格のない介助者も採用できるため、PA により時給が安くなった分を介護時間延長に当てる考え方だ。「厳しい財政難で、介助料の総額を増やすのは難しいが、PA を使えば従来の 1 人当たりの総額の範囲内で時間を延長できる」（市障がい福祉課）と強調する。

札幌市の勤務医女性（55）は今年 5 月、筋萎縮性側索硬化症で人工呼吸器を付けて生活する母親（79）の介助に 5 人の PA と契約。重度訪問介護の認定時間は月 200 時間だが、PA の利用により同介護と合わせた介助サービス利用時間を月計 614 時間に増やした。この女性は「従来の時間では絶対的に不足していた。面接で決めた介助者がいつも来るので意思疎通がスムーズになった」と喜ぶ。

札幌市から PA の支援事業を受託する NPO 法人「自立生活センターさっぽろ」によると、PA の対象となる市内の重度身障者約 250 人のうち 17 人が PA を利用。介助者はホームヘルパー 2 級などの有資格者と無資格者が半々程度という。同センターの佐藤きみよ理事長は「利用者の多くに喜ばれているが、主体的に自分の生活をつくり、管理するとの意識で利用する人はまだ少ない」と説明する。

既存予算内で時間延長 / 人材発掘など課題も

スウェーデン、カナダ、イギリスなどで普及する PA は、地域で自立生活をする障害者運動によりつくられた。外国では、旅行などのレジャー全般の介助までが対象だが、札幌市の場合は通勤、通学、ホテルでの滞在などには利用できない。

また、市の PA には労働基準法が適用されない。「賃金水準が低いこともあり、深夜の人手を確保しづらい」(同センター)との問題も残る。重度身体障害と知的障害があり、24 時間介護が必要な山下茂樹さん(26)は、重度訪問介護事業のほかに月 5 時間程度 PA を利用。母親の妙子さん(54)は「もっと PA を増やしたいので、人材発掘が今後の課題」という。



パーソナルアシスタンスのサービスを受ける山下茂樹さん

海外の PA 事情に詳しい小川喜道神奈川工科大教授は「PA の制度化は画期的な試み。制度の理念を考えれば、障害の状態に応じて介助料や介助内容を決めるなど柔軟な制度が理想だ」と指摘している。